

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.042

処 分 名	1人で定める建築協定の認可
処 分 の 概 要	建築協定は、本来2人以上の者によって締結されるものであるが、新規開発の分譲地等における建築協定の締結の促進を図るため、1人で建築協定が締結できるという特則を設けたものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項
審 査 基 準	法令又は条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため示すことはできません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/sumai/kenchikukyoutei.html

■建築基準法

(建築協定の設定の特則)

第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3～6 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋